

令和 7 年 3 月 27 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

財政援助団体等監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して財政援助団体等監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の対象

財政援助団体及びその所管課

(1) 対象財政援助団体 新生日本・再生故郷実行委員会

対象補助金等名称 新生日本・再生故郷実行委員会負担金

対象所管課 企画政策部企画調整課

(2) 対象財政援助団体 あいづ食の陣実行委員会

対象補助金等名称 あいづ食の陣実行委員会負担金

対象所管課 農政部農政課

3 監査対象事務

## 令和5年度事務執行分

### 4 監査対象事項

#### (1) 財政援助団体

- ア 負担金の交付申請、実績報告等に係る事務手続等
- イ 負担金の効果、交付条件等に基づく事業の履行状況
- ウ 負担金に係る会計処理状況

#### (2) 所管課

- ア 負担金の額の算定、交付方法、時期、条件、手続等
- イ 負担金の効果、条件の履行の確認等
- ウ 財政援助団体に対する指導監督等

### 5 監査の着眼点

監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとされている。

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第5節 財政援助団体等監査の着眼点」のうち「1 財政援助団体監査」等に基づき、当該補助金等に係る当該団体における出納その他の事務の執行が、当該補助金等の交付目的に沿い適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

### 6 監査実施内容

財政援助団体及び当該補助金等の交付を行った所管課に対し、あらかじめ出納その他の事務の執行に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査を必要とする事項について、財

政援助団体の事務責任者及び所管課の所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

## 7 監査の実施場所及び日程

### (1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 令和6年10月21日から令和7年2月3日まで

### (2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和7年2月4日及び同月6日

## 8 監査結果

財政援助団体を対象として、財政援助団体が行う事業は適切に行われているか、所管課において事業効果等の検証は適正に行われているか、財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているかなどの観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、更なる事務執行の適正を期し、次のとおり所見を述べる。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

### (1) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○新生日本・再生故郷実行委員会負担金について（新生日本・再生故郷実行委員会及び企画調整課）

## ア 実行委員会における財務事務について

実行委員会の各事業については、令和5年度事業計画に沿って実施されており、事業目的は一定程度達成されたものと解される。また、市負担金650万円についても、会津若松市負担金の取扱いに関する要綱に沿って交付されており、交付手続上の問題は見受けられなかった。

一方、実行委員会の財務事務の根拠規定については、所管課によると会津若松市各種団体経理事務取扱要領及び会津若松市財務規則の準用により事務執行を行うこととしているが、提出資料を確認したところ、出納などの財務事務が適正に行われていたとは言い難い事案が見受けられた。

なお、実行委員会における事務局については、実行委員会規約第13条では「会津若松市役所内に事務局を置く」と規定しており、企画調整課に事務局を置き企画調整課長を事務局長として財務事務を執り行っている。

## イ 財務事務の問題点について

### ① 目的外の支出

事務局運営費において、実行委員会の目的から外れた支出が2件確認された。

1件目は、会津若松市暮らし応援ガイドブック（800冊）の印刷経費（98,560円）及び支払に係る振込手数料（550円）の支出である。

このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、

所管課からは、「実行委員会の事業計画にその他の事業として本市が進める地方創生やスマートシティと関連した取組を進めるとの記載があることから、実行委員会の事業としてガイドブックの印刷ができると認識し、印刷経費を実行委員会の予算から支出した。」との回答がなされた。

しかしながら、当該ガイドブックを見ると、発行元が会津若松市企画政策部企画調整課であること、実行委員会に関する記載がないこと、ガイドブック作成の趣旨が暮らしや仕事、子育てなどを応援する市の取組の紹介であること、連絡先が各事業の担当課であることなどから、ガイドブックの印刷経費は、当該実行委員会の予算ではなく市の歳出予算から支出すべきものであり、このような目的外の支出は適切ではない。

なお、所管課ではガイドブック印刷経費を市の当初予算に計上していなかったとのことであるが、このことは実行委員会の目的外支出の理由にならず、市としてガイドブックを発行するのであれば、当然ながら補正予算や既定予算の流用等の措置を講じた上で対応すべきであった。

2件目は、荊州市からの書画送付に係る関税及び消費税（2,700円）の支出である。

このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、所管課からは、「荊州市から送付された書画の関税及び消費税については、書画の受取時に配達員に支払わなければ持ち帰られてしまうという状況にあり、実行委員会の予算

からこれらの経費を支出した。改めて考えると、別の方法も採れたのではないか。」との回答がなされた。

友好都市である荆州市とのやり取りは市の事業であり、当該実行委員会の事業とは何ら関係のないことから、この支出も実行委員会として目的外の支出であったことは明らかである。

上述のとおり2件の目的外支出が行われていたが、いずれも市の事務に係るものである。たとえ市が当該実行委員会の負担金のほぼ全てを支出し、実行委員会の事務を市職員が執り行っているとしても、市と実行委員会の事務を混同し、市の都合により実行委員会の予算を使用することはあってはならない。今後、実行委員会の事務を処理するに当たっては、市と実行委員会の事業費を混同することのないよう十分に留意されたい。

## ② 立替払による請求書及び領収書のない支出

事務用品の購入において、請求書や領収書のない支出が確認された。

具体的には、グローバル人材育成事業におけるクリアファイル等の消耗品購入（8,415円）において、通帳、出納簿及び支出伝票は同日付で整理されているものの、支出の証拠書類となる請求書や領収書が確認できなかった。

このことについて、対面監査で経緯を確認したところ、所管課からは、「当該物品の購入に当たっては職員の立替えにより購入したが、立替えであるため請求書はなく、領

収書については購入先から受領したものの決裁後に紛失した。」との回答があった。

職員による立替払や、決裁後の証拠書類の紛失については、適切な財務事務を執行する上で極めてリスクが高く、また基本的な認識や注意力が欠如していたものと言わざるを得ない。以後十分に留意されたい。

#### ウ 実行委員会負担金の有効性の検証について

実行委員会においては、会津地域の高校生を対象としたグローバル人材育成事業と全国の中学生を対象とした未来人財育成塾事業を二本柱として事業を実施してきており、両事業については一定程度の事業成果が認められる。

しかしながら、令和5年度の参加人数はグローバル人材育成事業が26名、未来人財育成塾事業が24名（うち県外2名）であり、負担金の支出額650万円を鑑みると参加人数が多いとは言い難く、事業内容についても事業開始当初から比較すると縮小化していることは否めない。

このことについて、所管課の考えを確認したところ、「毎年事業に参加している中高生もおおり、事業の実施を通して次の世代を担う人材の育成に寄与していると評価する一方で、費用対効果については、参加者が定員に達しておらず課題として認識しており、今後の在り方については、他団体への事業移管や事業終了も含め検討していく。」との考えが示された。

当該事業については、開始当初から十数年が経ち、参加者を苦勞して集めていることから、事業を継続するのであれば、これまでのスキームを抜本的に見直すとともに、中高校生の生活実態や興味関心を踏まえた事業内容の再構築が必要であると思われる。

このようなことから、現在の事業展開が「エコで快適なまちづくり、人材が育ち高齢者も参加する活力あるまちづくり」の推進を目指すとともに、新生日本・再生故郷をテーマに、地方から日本全体の新たな社会構築への挑戦を目指していくものとする」という目的に沿ったものとなっているのか、さらには当該負担金を支出している市は当該実行委員会から相当の反対給付を受けているのかについても改めて検証をする必要があると思料される。

実行委員会事務局においては、負担金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、当該負担金がより一層、効率的かつ効果的に使用されるよう努められたい。